

令和2年度 第2回 三原市総合教育会議 議事録

日時：令和2年11月27日（金）

場所：三原市役所7階 委員会室

◆市長

ただいまから令和2年度第2回三原市総合教育会議を開催します。

本会議は、「三原市総合教育会議設置要綱」第6条の規定によりまして、原則として公開となりますので、あらかじめご了解をお願いします。

また、報道関係者から撮影の希望がありますが、前回と同様、これを許可してよろしいでしょうか。

◆教育長

前回と同様でよろしいかと存じます。

◆市長

では、そうさせていただきます。

さて、今回は、次第にありますとおり、「学校情報教育環境整備」と「コミュニティ・スクール」の2点について、調整事項として、ご協議をいただく予定にしております。

委員の皆様からは、忌憚ないご意見をいただきまして、本日の会議を実りあるものになりたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ります。

議題(1)の「学校情報教育環境整備」については、前回、次の4点について、お願いしたと思います。

- 1点目は、先生へのサポート体制の具体的な検討。
 - 2点目は、先生方の授業展開で必要なものの具体化。
 - 3点目に、保護者や地域の皆様への周知のスケジュール化。
 - 4点目に、学校外や自宅でのクラウド環境下での活用の研究。
- これらについて、検討状況のお答えをいただけますか。

◆教育長

事務方で検討したものがありますので、説明員として出席している担当課長に説明させます。

◇教育委員会説明員

学校情報教育環境整備について、前回からの検討状況を説明します。

資料1をご覧ください。4点の項目に沿って説明します。

まず、前提として、GIGAスクール構想の実現に向けてのハードの整備については、令和2年度中に概ね完了します。今後は、それらを最大限に活用できるような取組を重点的に行っていきたいと考えています。

1点目の「先生へのサポート体制の具体的な検討」については、資料1(1)アからウが該当します。教員のICT端末の活用力を上げていく上で、授業支援を中心に各

学校の環境、各教諭のスキル、要望に応じて効果的に活用できるよう I C T 支援員の配置を検討していきたいと考えています。内容については、ア授業支援は、例えば、学習形態に応じた授業提案や操作支援、振り返りなど。イ校務支援は、個別操作支援や研修など、ウ環境支援は、備品の管理やソフトウェアのインストールや設定作業、機器のメンテナンスといったところをサポートし、先生方が使いやすく、レベルが上がっていけるような人員を配置できたらと考えています。

続いて、2 点目の先生方の授業展開に必要なものの具体化については、(2) 効率・効果的な授業展開のための指導者用デジタル教科書の導入で説明します。指導者用デジタル教科書には、多くのコンテンツが付属しているので、教科書と連携したグラフや写真、図表を一括提示できるだけでなく、G I G A スクールの加速で、学習指導要領のコード付与が行われたことにより、教科書と教材等との連携やデータベース化がどんどん進んでいく見通しです。これらの動きに、いち早く三原市の教員は対応すべく、指導者用デジタル教科書の導入を整えていきたいと考えています。導入する教科については、資料に記載しているとおりです。

2 ページをご覧ください。(3) 授業支援ツールの導入については、先生の端末の映像を大型提示装置や子供たちの端末に表示するだけでなく、児童生徒の端末と先生の端末が連携して、先生が児童生徒端末をモニタリングするとか、児童生徒端末のロックといった制御機能を利用して、スムーズな授業運営を可能とする授業支援ツールを導入したいと考えています。

続いて、(4) 著作物の教育利用に係る授業目的公衆送信保証金制度の利用については、平成 30 年の著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が創設されています。これまでは、一部の著作物について、無許諾・無償で活用できていました。この制度創設後は、パソコンを使って公衆送信をする場合には、この補償金を利用することで、無許諾有償で活用できるようになります。常に何かを使用するとき、許諾を気にすることなく活用できるようになりますので、検討していきたいと考えています。

(5) 学習者用情報端末（教員用等）の追加導入については、現在、教員 1 人に 1 端末を用意していますが、非常勤講師用の端末については、導入計画に含めていませんでした。ただ、授業では同じように活用できるようにしなければならない中で、3 人に 1 台を導入すれば、持ち回りで対応できるようになります。また、現在、故障時の予備機がありませんので、予備機の導入も併せて検討していきたいと考えています。

これらが、先生方に対しての具体的なツール等の検討状況です。また、児童生徒の視点から見た環境づくりを併せて検討しています。

2 (1) 授業内容の充実のア 学習者用のデジタル教科書の導入については、現在、国が令和 3 年度概算要求の中で示されていますが、国からの提供という形で、小学校 5・6 年生の 1 教科、中学校全学年の 2 教科分の学習者用デジタル教科書の提供が計画されています。これは、児童生徒 1 人 1 台に端末が整備されている小中学校に対して、希望調査が行われると思っています。本市も今年末には全台整備されますので、こういった調査が行われた時には、積極的に手を上げたいと考えています。

続いて、イ 情報モラル教育教材の導入。これは非常に重要だと思っています。通常であれば、小学校高学年で習っていくものですが、1 人 1 台ということになれば、小学校 1 年生から活用するようになります。発達段階に応じて、しっかりと情報モラルを身につけていく必要がある中で、正しく安全にネット情報を扱うことができるように、モラル教材を導入して、授業で活用していきたいと考えています。

(2) 特別教室に設置している大型提示装置の更新については、先日、議会にご同意いただきまして、普通教室用の大型提示装置 300 台の導入を進めていきます。来年 1 月 15 日に納入して可搬型データ通信機器の中で使用できるようになりますが、特別教室についても、令和 4 年度までに地方財政措置を活用しながら、190 台の大型提示装置を更新していきたいと考えています。

(3) 普通教室の児童生徒用机の大型化については、これまで机の上には、教科書、ノート、筆箱などが置かれていますが、これに加え、今後はパソコンも置くようになります。5・6 年前から新 J I S 規格の机を相当数導入していますが、まだまだ旧 J I S 規格の小さい机もあります。こちらの大型を検討していきたいと考えています。

3 点目の保護者や地域の皆様への周知のスケジュールについては、説明します。

(1) 保護者を対象としたものは、ア P T A 連合会役員会等で模擬授業による体験について、今、提案しているところです。こちらについては、令和 2 年度中に実施できないかと考えています。また、イで令和 3 年度当初に、各小中学校の授業参観において I C T を活用した授業を実施し、参観していただく。また、学級懇談の際に、実際に端末に触れていただくことなどを検討しています。

(2) 地域の方を対象としたものは、令和 3 年度の学校へ行こう週間で、全体で I C T を活用した授業を実施し、地域の方に参観いただくよう検討していきます。

4 点目の学校外や自宅でのクラウド環境下への対応の(1)不登校児童生徒への端末貸与の検討です。登校することが難しい児童生徒について、端末を通して教員と繋がりながら、登校へ結び付けていく仕組みについて、検討していきたいと考えています。

(2) 自宅学習の検討については、緊急時等を想定して、自宅でのグーグルアカウントの活用を検討したいと思います。ただ、検討に当たっては、端末の学校からの持ち帰りだけでなく、各家庭にある端末やネット環境を活用することも踏まえて検討したいと考えています。自宅で端末を使用することになれば、教育上好ましくないコンテンツやサービスへのアクセスや、危険なサイトやサービスを通じて犯罪に巻き込まれてしまう危険性があることから、セキュリティについてはしっかりと検討していきたいと考えています。

以上が、学校情報教育環境整備の方向性になります。

◆市長

今の説明について、少し、よろしいでしょうか。

ちょうど、昨日の臨時議会において、大型提示装置 300 台分の契約案件を可決していただきました。G I G A スクール構想を加速化させることについて、議会のみなさまに、ご理解とご協力をいただきながら、ここまで進んできているわけですが、この大型提示装置、いつ頃、普通教室に配置出来て、いつ頃から使えるようになるのですか。

◆教育長

議会の皆様にご理解とご協力をいただき、普通教室の学校情報環境整備がまた一つ前に進んだことは、私も、ほんとうに、大変感謝しているところです。

担当課からは、1 月 15 日までに納品される予定であると聞いております。

今後、高速校内 L A N の工事が終了した学校から、その基盤を活用することができるようになります。

◆市長

大型提示装置を活用することは、子どもたちの学びの幅が広がっていくことだと思います。

また、先生方一人ひとりが上手に活用できるようになれば、また、子どもたちが互いの学びを共有できれば、子どもたちの目が生き生きしてくるのではないかと、私も経験上、こういうように思うところがあります。

先ほどの教育長のご説明からは、「高速校内LANの工事が終了した学校」は「大型提示装置が活用できる」状況になると、受け止めたのですが、それでよろしいですか。

◆教育長

もう少し、丁寧にお話しさせていただきます。

今回の大型提示装置は、これまで三原市で導入していたものとは異なり、無線LAN対応となっています。

既に、教員は、11月からICT端末と学校に貸与しているルータの活用準備を開始しています。

大型提示装置が設置されれば、直ぐに、暫定的な活用の開始ができる状況は整えております。

◆市長

よくわかりました。せっかく、導入したICTの機器類です。大型提示装置が設置されれば、その設置された翌日から、ICT端末とともに、すべて先生が活用し、あらゆる児童生徒がわかりやすい授業となるよう、また、楽しんで学べる授業となるよう、ご指導をお願いします。

◆教育長

学校での活用については、教育振興課と学校教育課が、情報を共有しながら、また、校長会へ情報提供しながら、スムーズに進められるよう、図ってまいります。

◆市長

よろしくお願いします。

さて、すべての先生が活用することに関しては、第1回会議での私からのお願いの1点目に関わってきます。

教育委員会事務局から、先ほど、説明がありましたが、教育委員の皆様どのようにお考えでしょうか。

◆長谷川委員

小学校・中学校において、1人1台のICT端末環境が整うことについては、今までの学校の教育環境から言いますと、大きな変化であると思っています。

こどもたちの学びの環境が大きく変化することは、常に時代とともにあることは私も思っていますが、すべての先生方がICT技術に非常に長けていると考えにくいとも思っています。例えば、教員がICT機器を教具として捉えるか、文具として捉えるかによっても、大きな違いがスタート地点で出てくると思います。

したがって、この大きな変化の時期に、教員が滑らかに対応できるように、教育委員会から、指導と支援を行っていくことが最も重要であると考えます。具体的には、教育委員会の事務局からも話が合った、人的な対応、これが一番だと考えます。

◆高橋委員

先ほど話がありましたように、これからの時代、教員が、ＩＣＴ端末を利用して、いかに授業を充実させていくかというところに関わってくるのだと思います。学習指導要領に示された学習内容ですが、主体的、対話的で深い学びの視点がキーワードとして、あげられています。

しかしながら、現在、小学校・中学校で教壇に立っている教員で、その養成段階、つまり、大学等で、ＩＣＴ技術を活用した授業の取組みについて十分に学んだ者は、ほとんどいないのではないと思います。やはり、新たな取組への対応のためには、教員を支援する人材が是非とも必要であると思います。

◆教育長

長谷川委員や高橋委員が言われたように、教員へのサポート体制は大変重要であると考えています。

ＩＣＴ端末をはじめとした機器類の導入は、教育を行うための道具を用意したものと理解しています。

発達の段階や学習場面等により、従来のような、教科書、ノートなどを活用する良さもあり、また、ＩＣＴ端末を活用する良さもある。どちらも良さがあるので、授業の展開に応じて使い分けること、活かしていくことが大切であると私は考えています。

新しい道具というのは、すぐに慣れる人もいれば、なかなか馴染まない人もいます。

教員は、教えることについてはプロですが、ＩＣＴ技術については、普通の市民とあまり変わらないと思っています。

可能であれば、ＩＣＴ技術に長けた人材に協力してもらえれば、多くの教員が、戸惑いなく、新たな環境に対応できるようになるのではないかと思います。

◆市長

ひとつ、聞かせてください。

そもそも、小中学校の先生の研修は、教育委員会制度の中でどのように位置づけられているのですか。

◆教育長

制度の内容については、事務方から説明をさせます。

◇教育委員会説明員

先生方、いわゆる県費負担教職員の研修の実施主体は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によれば、一義的には、任命権者である県教育委員会ではありますが、服務監督権者である市町村教育委員会も行うことができると示されております。

三原市においては、８月に管理職を対象に、端末を活用した模擬授業を実施し、１０月からは各学校においての業者による教職員研修を実施しております。併せて、三原市の指導主事がこれまでに２８回学校訪問指導を実施しております。

県教育委員会においても、端末活用に向けた教職員を対象とした研修を実施したり、市で実施する研修への指導主事を派遣する等の支援も実施されています。

各校における研修後に実施した教職員へのアンケート結果によると、研修を通じて自らの活用技術については、習熟を実感されているようですが、実際の授業の中で、子供たちのどうや

って説明していくか、1時間の中での活用イメージが持ちにくいという先生方が約半数いることが実況です。

今後も、市教育委員会及び県教育委員会においても、教職員研修の機会や内容の充実が、重要課題であると考え、教職員のICT活用力が向上し、自信を持って効果的に、ICTを授業の中で活用していくことにより、児童生徒が実際に授業の中で活用し、学びの深まりや広がりにつながるよう、努めていきたいと考えています。

◆市長

よくわかりました。

先生方が、ICT技術を活用する時代にあって、必要とされる能力を身に付ける、あるいは、伸ばしていくことは、先生たちにとって大切なことであると同時に、先生たちと普段接する子どもたちのためでもあります。

ぜひ、県の教育委員会にも、ICTを活用することの研修に、一層、力を入れていただくよう、機会を捉えて、市の教育委員会からもお願いしてもらえないでしょうか。

◆教育長

教員の能力開発については、私たちも同じ考えです。

市長の提案については、機会がありましたら、その都度、県教育委員会に要請していきたいと思います。

◆市長

よろしくおねがいします。

普段から、子どもたちの思考力、判断力、表現力等について、一生懸命、教育現場の先生一人ひとりが、考えられ、実践されていることには、常々、敬服しています。

とはいえ、ICT活用が、今後は必須になっていきます。人的な支援の必要性については、教育委員の皆様のご意見、よく理解することができました。

続いて、先生たちの授業展開で必要とするものの具体化について、委員の皆様から、特に何かございますか。

◆今村職務代理者

これからは、紙の教科書とともに、デジタル教科書も授業に必要な時代になることが理解できてきました。

今年、まず、教員に、子どもたちより先に、2か月程度早く、ICT端末をお渡ししたのは、真っ先に授業に活用してもらいたいという思いからでした。

デジタル教科書も、まずは、先生から。まずは、慣れていただく。それを見て、生徒がすごいと思う事が大切だと思います。

◆田原委員

保護者の立場として発言します。これからの情報化社会において、情報モラルを正しく理解させることが、とても大切だと思っています。

家庭でも、子どもには、ネットの危険性など可能な範囲で。話してはいますが、学校において、子どもの育ちにあわせて、正しく安全なネット情報の扱い方などが学べる環境があることがいいと思います。

◆市長

概要は、よくわかりました。

何が学習に効果的か、詳細は、もう少し詰めていってもらえたらと思います。

続いて、保護者や地域の皆様に情報端末の活用場面を知っていただくことについて、スケジュール化をお願いしています。その点についてはいかがでしょうか。

◆教育長

前回の会議で、市長がご提案された、4月に行われるPTAの総会や役員会、学級懇談の際に保護者のみなさんに、情報端末を手にとっていただくこと。または、秋に行われる学校へ行く週間などで、地域の方々に積極的に、情報端末の授業で活用場面を参観いただくこと。いずれも、いいご提案だと私は思っています。

スケジュール化については、今は、校長会とも意見交換をしながら、できる限り、学校間で統一したものを整理しようと考えています。

◆市長

学校の現状を知っていただくことは大切です。

具体的なスケジュールの検討をお願いします。

もうひとつ、学校外での活用。自宅でのクラウド環境下でのICT端末の活用方法の研究をお願いします。

こちらについては、いかがですか。

◆今村職務代理者

学校教育課の指導主事のみなさんが、模擬授業を展開される中で、2人1組になって、ラジオ体操の動画を撮影し、正しい動きを確認することを提案されているのを見まして、動画で動きを正に見るという活動がいいと思いました。体育の授業というのは、教室の外になるのですが、体育館にも、教育用の無線LANを整備することになっているので、十分活用できるかと感じました。

◆田原委員

学校になかなか馴染めない、登校することができにくい子どもたちへ手を差し伸べることはできるのではと思っています。

GIGAスクールの仕組みを活用すれば、先ほど、教育振興課長が説明したように、ICT端末を通して、子どもと教員がつながることや、子どもとふれあい教室がつながり、登校に結びついていくことができるようになると思っています。

◆市長

来年度に向けての考え方、全体像は、わかりました。

必要な整備を継続しながら、活用の幅を広げていく。そういったイメージを共有できたと思います。

子どもたちにとって、ワクワクする学校生活を提供できるよう、教育委員会で、活用方法を考えられるよう、お願いします。

予算的な整理については、改めて、予算ヒアリング時に聞かせてください。よろしくお願いします。

次の、議題(2)については、前回の会議において、コミュニティ・スクールの導入に向けて、多くの準備が必要となることから、導入計画と詳細なスケジュールを作成するようお願いしたと思います。

◆教育長

導入に向け、どのような整理したか、説明員に説明させます。

◇教育委員会説明員

資料2をご覧ください。

想定として、令和3年4月導入と考え、スケジュールを作成しました。

事務局を含めた教育委員会およびリーダー校に区分したスケジュールを示したものです。

まず、教育委員会および教育委員会事務局内についてです。

市長部局との連携については、この度の総合教育会議です。

教育委員会事務局内では、学校運営協議会の目的や機能、委員の人数や報酬等の案を決定し、また、生涯学習課も併せて、今後の導入計画を策定する土台づくりを行います。これが令和2年12月からを予定しています。

これを受け、学校の管理職の研修です。管理職研修としては、全小中学校長を対象とした研修を12月の校園長会議で予定しています。文部科学省のコミュニティスクール・マイスターを招聘し実施し、その後、先行的に取り組む学校をリーダー校として指定し、別途研修を実施していきたいと考えています。

また、教育委員会規則の制定についてです。学校運営協議会の導入に伴う教育委員会規則制定及び委員への報酬に係る条例改正の手続きが必要となりますので、教育委員会規則については3月の教育委員会会議に、および委員の報酬については2月定例議会に向けて取組を進めていきたいと考えています。また、特に、運営協議会の委員においては、その責任と役割を自覚していただくために、教育委員会主催で4月に研修を実施したいと考えています。

保護者、地域への制度の周知に向けては、皆様に広く知っていただくために、教育委員会でリーフレットを作成し、全ての学校に配布するとともに、新たな取組として広報みはらを活用したいと考えています。

続いて、リーダー校については、まず、学校内において、学校と地域の共通目標の設定に向けて、協議を行ってまいります。組織づくりとしては、学校内に準備委員会を立ち上げ、委員の人选を含め準備を進めていきたいと考えています。その後、教職員に対し、目的を含めた制度の周知や研修を実施してまいります。

教職員研修後は、保護者、地域の方々の順に段階的に、PTA 役員会や学校だより等を活用しながら、周知を図っていききたいと思います。

これらの準備が整った後、人事異動後に、新たな学校体制が確立され、体制作りを行った後、導入できたらと考えています。

◆市長

コミュニティ・スクールの導入計画とスケジュールについて、説明がありました。理解を深めるために、教育委員の皆様から、もう少し教えてもらいたいことがあります。

事務局、前回いただいた資料、文部科学省が作成した手引き（前回資料3-1）の3ページをご覧ください。

3 ページの中ほどに、学校運営協議会を設置した学校の主な3つの機能というものがあります。

三原市がイメージしているコミュニティ・スクールは、これであると受け止めてよろしいでしょうか。

◆教育長

その資料の3ページの3つの主な機能は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年3月に改正され、第47条の5において規定されたものです。

教育委員会としては、当然、3つの主な機能を備えた学校運営協議会を設置した学校のことを、コミュニティ・スクールであると考えております。

◆市長

続いて、手引きの4ページをご覧ください。

同じ資料の4ページには、学校運営協議会の委員は、非常勤の特別職ということとされていますが、これについてはいかがですか。

◆教育長

先ほどもお話しした、地方教育行政法で、学校運営協議会員は、教育委員会が任命するとされています。

任命というからには、地方公務員法で整理する必要があります。

その職の内容からも、また、文科省の手引きからいっても、非常勤の特別職として整理することが妥当であると考えております。

◆市長

非常勤の特別職として整理することとなれば、その方は地方公務員となります。

特別職の地方公務員ですので、法律や学識経験等に従って自らの判断と責任で職務を遂行することが期待されているものと言えます。

人選については、慎重に行う必要があると思いますが、現段階で、どのような考えを持っていますか。

◆高橋委員

先ほどの3つの主な機能を備えた学校運営協議会に関わる委員さんたちですので、具体的には、PTA代表の方。民生委員の代表、自治会の代表、あるいは教育の学識経験者といった様々な方々が想定されます。

したがって、発足時は、多くの方に入っていただくよりも、まずは、核となる人たちに、その任を担っていただきたいと考えております。

◆市長

続いて、手引きの8ページをご覧ください。

8ページに、地域学校協働活動推進委員とか、地域学校協働本部とか出てきます。

これらは、コミュニティ・スクールとどのような係わりがありますか。

◆長谷川委員

地域学校協働本部の説明をする前提として、地域学校協働活動についてお話しします。

地域学校協働活動は、法令に規定されているとおり、地域住民等が学校と協働して行う様々な活動と認識しています。例えば、今話題となっている部活動の外部指導者、体験活動の特別講師、もしくは地域のボランティアと子どもが一緒に行う活動が含まれると思っています。

この地域学校協働本部は、多くのより幅広い層の住民や団体が参画し、地域と学校が目標を共有しながら、いわゆる「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことと認識しています。

「第三期教育振興基本計画」において、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを、国も目指しているところです。

◆今村職務代理者

文部科学省の放課後子ども教室も、地域学校協働活動制度のひとつの形態です。国の補助事業ですが、コミュニティ・スクール制度の導入、あるいは、計画策定済み、または、計画策定中であることを、記入する欄が設けられております。

つまり、コミュニティ・スクール制度と地域学校協働活動制度は、対になっているものであるとも言えると考えられます。

◆市長

それで、資料8ページの委員構成例や組織図例にでてきているのですね。わかりました。

次に、手引きの6ページをご覧ください。

同じく、資料6ページの下にある教育委員会が行う準備の例。

これは、本当に多岐にわたっています。

その上、地域学校協働活動についても整理をしていくこととなる。

かなりのボリューム、業務量になると思います。

6ページの上にあるスケジュール例が、理解しやすい例になっていると思います。

導入1年目の後半部分に、ようやく、学校運営協議会委員の選定が出てきます。こういった、意味がある設定を例示されていると理解できました。

ここに示されている、準備例やスケジュール例、それらを具現化するための計画が作られたうえで、関係者間で、目的の明確化、共通認識は図られていますか。

◆教育長

先ほど、事務局が申し上げたようにスケジュールを考えており、その方向で何とかならないかと事務局は努力をしている次第です。

◆市長

先日の記者会見で、トライアル&エラーについて触れました。

新しい事を始めて、成功に導いていくためには、スモールステップとトライアル&エラーを繰り返していくこと。

これが大切ではないでしょうか。

あるいは、PDCAサイクルもよく言われています。こういった考え方も重要ではないでしょうか。

新しいタイプの制度に歩みを進めるには、トライアルが大切ですが、同時に、PLAN、やはり、計画が重要だと思いますが、この点はいかがですか。

◆長谷川委員

計画が重要であることは、よくわかります。また、PDCAサイクルの話もよく理解しております。

確かに、手引きのスケジュール例には、制度導入前の準備、制度導入後の準備、そして制度導入翌年度の動きについて、例示されています。

このように、計画、実施、検討、修正しながら、少しずつ前進していくことも理解できます。

◆市長

先ほどの(1) GIGAスクール構想については、前回の総合教育会議でも示されたように、プランとスケジュールがセットで、1年以上前から整理されていたと思います。

色々な準備が進められてきましたが、それぞれを分析し、振り返りを行い、関係者の意見を募りながら、次の準備を進めていく。

この繰り返しがトライアル&エラーということで、ある程度の内容が固まっていくのではないのでしょうか。

◆教育長

計画やスケジュールを作ったうえで、関係者間で、目的の明確化、共通認識を図ることの重要性は、十分理解しました。

また、今日の会議を通じて、我々、教育委員と市長が、コミュニティ・スクール制度とはどんなものかという、共通の理解に至ったのではなかろうかと思っております。

教育委員会として、今後、計画とスケジュールを練り上げて、市長が言われたように、整理していきたいと思えます。

◆市長

コミュニティ・スクール制度については、よく理解できました。

制度に関係する方たちで共通した理解ができ、分かり合えた状態となることが、まずは、大切です。

スモールステップとトライアル&エラーです。

今一度、年度当初からにこだわらず、令和3年末、あるいは令和4年当初くらいからのスタートも視野に入れて、教育委員会事務局で検討をお願いしたいと考えます。

それでは、次回の会議は、新年度、なるべく早い時期に、調整事項に係るご協議をいただくこととします。

詳細については、事務局で精査のうえ、事前に通知しますので、よろしく願います。

他に何かありますでしょうか。

(なし)

それでは、これをもちまして本日の総合教育会議を閉会します。

本日は、ありがとうございました。